

01 後期高齢者医療制度 ～新しい被保険者証を郵送します～

●長寿保険課(役場1階) ☎823-9609 FAX.823-9627

新しい後期高齢者医療被保険者証(水色)を7月下旬に郵送します。現在持っている被保険者証(紫色)の有効期限は、7月31日(土)です。8月1日(日)以降に病院に行く時には、新しい被保険者証を提示してください。

古い被保険者証は自分で破棄するか、長寿保険課に返却してください。

8月に入っても被保険者証が届かない場合は、長寿保険課へ問い合わせてください。



02 後期高齢者医療制度

外来および入院時の一部負担金・食事代の標準負担額の減額認定の申請

●長寿保険課(役場1階) ☎823-9609 FAX.823-9627

後期高齢者医療制度に加入する町民税非課税世帯の人は、病院などの窓口で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(緑色)を提示することにより、1病院ごとの同じ月内の窓口負担が軽くなり、入院時の食事代なども減額されます。

また、課税所得が145万円以上690万円未満の人およびその同一世帯の人は、病院などの窓口で「後期高齢者医療限度額適用認定証」(灰色)を提示することにより、1病院ごとの同じ月内の窓口負担を一定額までに抑えることができます。

持っていない人は、申請することができます。くわしくは長寿保険課へ。

※これまでに後期高齢者医療制度において減額認定の申請をしたことのある人は、申請の必要はありません。新しい認定証は被保険者証とあわせて郵送します。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証



03 介護保険施設などの食費・居住費の軽減申請

●長寿保険課(役場1階) ☎823-9609 FAX.823-9627

介護保険で施設入所もしくは短期入所を利用している、非課税世帯で一定の要件を満たす人は、食費と居住費が軽減されます。

現在、軽減を受けている人は、役場から郵送される更新申請のお知らせを確認してください。今後、軽減を受けることを検討されている人は、長寿保険課へ問い合わせてください。

